

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見

日本商工会議所
東京商工会議所

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見募集に対し、以下の通り意見を申し述べる。

第 1-2 公序良俗（民法第 90 条関係）

- 暴利行為の明文化には反対する。暴利行為は公序良俗違反として民法 90 条により無効とするというのが確定判例であり、その条文の適用により、十分な救済がなされている。そのため、暴利行為を基本法である民法に規定する必要はない。
- また、暴利行為は、個別具体的な事案について、その取引が行われた時点の社会・経済情勢に照らして著しく不当な対価を要求した場合に、無効と判断されるべきものである。しかし、暴利行為の明文化は、このような実態に反し個別の事情を考慮し得ない抽象的な規定になる恐れがある。そのため、暴利行為が適用される対象が現状より拡大したとの誤解を生み、濫訴の恐れがあるばかりか、裁判外で暴利行為にあたる旨が主張されるなど、本来暴利行為にあたらない商取引が委縮する懸念がある。
- なお、仮に暴利行為を明文化するのであれば、（注）にあるとおり伝統的な判例が示してきた要件をベースに、「不当な態様で相手方の権利を侵害する行為」を行った場合に限るなど、適用範囲を最小限に絞ることにより、上記の懸念を回避することができると考える。暴利行為の明文化にあたり、適用範囲を最小限に限定したとしても、その範囲外で対応すべき具体的な事案については公序良俗の一般条項違反で対処できる以上、不都合はないのではないかと。

第 3-2 錯誤（民法第 95 条関係）

- （2）のイのように、不実表示による錯誤を保護する規定を設けることは反対である。
- 消費者が表意者である場合は、消費者契約法に不実告知・不利益事実の不告知の規定が設けられているため、民法に規定を設ける必要はない。
- また、事業者間の取引では、事実と異なる表示を信賴して取引をした場合、表示をした側のみに責任がある訳ではなく、表示を信賴した側にも責任があることが多い。そのため、事業者が表意者の場合、不実表示による錯誤を取消原因とすることは適切ではない。
- さらに、不実表示による錯誤が取消原因になった場合、結果として情報力・交渉力において劣位にある中小企業が不実表示の責任を押し付けられることが懸念される。
 - ・例えば中小企業が製品を販売する際に、当該製品が他社の特許に抵触していないとい

う表明保証条項を契約書に入れることを要請されることは多い。しかし、他社の特許に抵触するか厳密に判断することは困難であり、中小企業は知り得る限りでしか、このような表明保証条項に対応できないのが実情である。このような実態に対し、不実表示による錯誤の規定を設けることは、双方の責任において合意した条項について、弱い立場の当事者にありとあらゆる責任を押し付ける結果になりかねない。

第7-2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

○【甲案】を支持する。

○まず、消滅時効の原則的な期間は5年とすることに賛成する。企業は、現在の商事債権の時効期間である5年を基本として、取引書類の保管など債権管理の実務を行っているため、時効期間を5年とする改正は企業実務に即した改正であると考ええる。

○乙案のように、時効期間の起算点に主観的起算点を導入することには反対である。

- ・主観的起算点の導入は、原則的な時効期間が不明確となるため、企業の債権・債務管理の実務を繁雑にする懸念がある。
- ・乙案の背景には、保護義務違反など、客観的起算点のみでは、十分な被害者救済ができないという問題があると考ええる。しかし、これについては生命・身体に発生した損害についての特則規定を設ければよく、原則的な時効期間に主観的起算点を導入する理由にはならないものと考ええる。

第7-7 時効の停止事由

○（6）権利の存在について、当事者間で協議・交渉が継続されている場合、時効の完成は停止されるべきである。

○しかし、「協議」する旨の合意とは、どのような協議を行う合意なのかを明らかにすべきである。例えば、債権のリスケジュールを行うための話し合いは「協議」にあたるのか、など、どのような話し合いが「協議」に該当するのかを明らかにするべきである。「協議」の中身が明確にならないまま、時効の停止事由を定めることは債権管理上の負担が大きい。そこで、この「協議」の内容を明らかにした上で、当事者がその協議・交渉を行う旨の書面による合意があった場合に限り、時効の完成が停止されとすべきであると考ええる。

第8-1 特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条関係）

○「当該契約の趣旨に照らして」との表現に対しては、中小企業から「契約書作成技術の優劣により、法律関係が決められることになるのではないか」との懸念が寄せられている。

○概要欄を読むと、この表現は、契約書の内容によって全ての法律関係を決しようという趣旨ではないことは理解できる。法文化の際には、契約書の記載内容で全てが判断され

ることを意図しているわけではないことを十分に説明するべきである。

第 11-2 複数契約の解除

○このような規定を設けるべきではない。(注) の考え方を支持する。

- ・複数契約の解除について、適用される要件があいまいなまま、規定化されると、合理性を欠く解除が横行する可能性があるのではないか。例えば、システム開発契約の一部に解除原因が発生した場合、その一部の解除原因でシステム開発契約全体をキャンセルできるとすることは開発側の企業の存続を危うくする可能性があるため、慎重に検討するべきである。
- ・取引実務では同時に複数の契約を行うことも多い。しかし、一つの契約の解除の効果を同時に締結された他の契約解除に及ぼすかどうかはケースバイケースである。例えば、ある最終製品を完成させるために二つの資材の売買契約を締結することはあるが、一つの資材の売買契約の解除原因があることが、もう一方の売買契約に影響を及ぼすかどうかは、当事者が当該売買契約を締結した趣旨や代替品の調達可能性など、様々な考慮要素を総合的に判断する必要がある。これら、様々な判断要素について適切な要件化をすることは不可能なのではないか。
- ・提案のように一律に解除の規定を設けることは妥当性を欠く。

第 17-5 根保証

○(3) の元本確定請求権について、規定を設けることに賛成する。

- ・中小企業の経営者は、取引先企業から根保証を求められることも多い。企業の経営をしている間は保証債務を負うことはやむを得ない。しかし、経営から退いたにも関わらず、根保証契約を変更しなかったために引退した後の債務について、常に保証債務の履行を請求されるのは不当である。
- ・そこで、企業経営者が経営者たる地位を退いた際には、債権者に対し元本確定請求を行うことができる旨、明文で定めるべきである。

第 17-6 保証人保護の方策の拡充

(1) 個人保証の制限

- 保証契約を結んだことにより、保証人が破産、自殺に追い込まれるという事実が指摘されている。商工会議所としても、過度に担保や保証に依存しない融資慣行を確立すべきと考えており、保証制度は見直す必要がある。
- しかし、保証は中小企業金融と密接に関係していることから、個人保証の原則禁止を民法で定めるにあたっては、以下のような懸念を解消する必要がある。
 - ・現在、金融機関は「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の指針に基づき、原則として個人の第三者保証人をとらない融

資を推進している。しかし、これらの指針に基づいてもなお、以下のように、個人の第三者保証人をつけて融資が行われているケースもある。

①経営者が身体の不調等により、事業承継予定者や相続人の保証が必要なケース

②企業の支配株主が、経営者ではないケース。特に中小企業の場合、引退した創業者が株式を保有し続け、経営に対する影響力をもっていることも多いため、創業者が第三者保証をすることもある。

③経営者と、生計が一体であり、業務にも密接に関わっている配偶者を保証人にするケース。

④これから創業をしようとする者や創業まもない者が融資を受ける際、親などの第三者保証を受けるケース。

以上のようなケースでは、見直しにより、融資を受けることが困難になることがないよう、十分な措置を講ずるべきである。

- ・ 第三者保証の原則禁止により、貸付利率や保証料が急激に上昇することがないよう、十分な対策が必要である。

○中小企業の資金調達に支障を来さないように、民法で対策を行うことが困難であれば、金融行政やガイドライン等による対応を軸として保証の弊害への対策を検討するべきと考える。

(2) 契約締結時の説明義務、情報提供義務

○現在の保証を巡るトラブルは、保証人の契約内容に対する理解が不十分であるために惹起されるものも多い。そこで、保証被害防止のため、ア～ウのような規定を置くことには賛成である。

○しかし、エの規定は契約内容の理解に資するものではない点でア～ウとは異質であることに加え、以下の懸念があり、このような規定を置くことには反対する。

- ・ まず、中小企業の金融に及ぼす影響が懸念される。特に創業期の企業は、信用状況を把握することが難しい場合が多いため、このような規定が設けられた場合、融資による資金調達が困難なるのではないか。
- ・ また、保証契約は金融機関のみならず事業会社も取引先からの履行確保のために利用している。事業会社が債権者として保証人を取る際には、新規取引先等、主債務者の信用状況が不明であるケースも多く、このような取引に支障を及ぼす可能性がある（同様の問題は賃貸人と家賃保証の関係でも発生すると考える）。

(4) その他の方策

○商工会議所にも過大な経営者保証が、事業の再生や事業承継の障害になっているとの声が寄せられており、提案の趣旨は理解できる。

○しかし、過大保証が禁止された場合も、中小企業が融資により資金を調達することが困

難にならないようにすべきである。

- ・特に中小・零細企業の場合、経営者は最低限の報酬しか受け取っていないことも多い。
過大保証の定義の仕方によっては、経営者保証が取れず、中小企業に対する金融が萎縮するとの懸念を払しょくする必要がある。
- 本提案アは身元保証法第5条を参考をしていると思われるが、貸金や取引の債務に関する保証契約は保証すべき金額が予め明確になっていることが通常であり、保証すべき債務が無限に拡大しうる身元保証とは前提が異なる。要件については、中小企業の資金調達に及ぼす影響に配慮したうえで、さらなる検討が必要である。
- 本提案イについては、保証制度が不安定にならないよう配慮が必要である。過大な保証を禁止するのであれば、どの範囲が「過大」な保証にあたるのかを明確に示すべきである。

第18-1 債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）

- 中小企業が債権譲渡により、資金調達を行うことについては一定のニーズがあると考えことから、債権譲渡禁止特約の効力を見直す方向性には賛成である。
- しかし、現在提案されている案には以下のような懸念があるため、より一層の検討が必要であると考え。

①現在の案で債権譲渡を用いた中小企業の資金調達が活性化するか疑問

現在の案は、債権譲渡禁止特約の効果が当事者間では有効であることを前提としている。中小企業は、取引先の大企業等と結んだ債権譲渡禁止特約を反故にしてまで、債権譲渡による資金調達を図ろうとはしないものと考え。

企業は、一般的に相手方との継続的で安定した取引を望んでいる。しかし、相手方と合意して締結した特約に反して債権譲渡を行うことは、相手方との関係悪化を招き、取引停止などに至る可能性がある。そのようなリスクを冒してまで、債権譲渡による資金調達は行わないのではないかと。

②現在、債権譲渡禁止特約を用いることで実現している債務者保護が後退するとの懸念

現在、債務者が債権譲渡禁止特約を付することの意味は以下の3つが考えられる。

- i) 債権者を固定することにより、事務手続きの煩雑等を抑える
- ii) 債権者との間で相殺により簡便な債権回収を図る
- iii) 債権者が倒産するなどの事態に至った場合、債権が二重・三重に譲渡される可能性があるが、このような場合に二重払いの危険性を免れる
 - i) については、例えば銀行の普通預金債務のように大量かつ迅速な支払いが要求されるものがあり、債権譲渡禁止特約の効力が見直されると、現場の実務が煩雑になる恐れがある。このような実務上の懸念に配慮する必要がある。
 - iii) については、供託制度の拡充により対処すべきである。債権者の信用状況が悪化した際には反社会的勢力と思しき者への譲渡を含め、二重・三重の譲渡が行われ

ることもある。このような多重譲渡の場合、債務者は複数の譲受人からの請求の優先関係を判断する必要があるため、弁済に大変な負担が生じる。現在は、このような場合には債権譲渡禁止特約が付されていることを根拠に、債権者不確知として供託をする実務が定着している。債権譲渡禁止特約の効力が見直された場合であっても、このような実務を維持することが必要である。

以上のような懸念に配慮し、債権譲渡禁止特約の効力の見直しが効果を発揮するような制度を検討するべきである。

第 18-2 対抗要件制度（民法第 4 6 7 条関係）

(1) 第三者対抗要件及び権利行使要件

- 【甲案】は債権譲渡に関する権利関係が明確になり、債権譲渡による資金調達の利便性を高めることが期待できる提案であるが、現在の登記制度の抜本的な改善が図られなければ賛成できない。承諾については、実際に簡便でトラブルが少ない方法として債権者が使っている実情もあり、承諾の取扱いについてはさらに検討するべきである。

①登記制度の抜本的な改善について

事業会社である中小企業が債権の譲受人になるケースは少ないが、例えば債権を代物弁済により、取得するケースはありうる。しかし、現在の登記制度はこのようにめったに債権を譲り受けることのない中小企業にとっては活用しにくいものである（取扱法務局が東京都中野区にしかないこと、オンライン申請は不慣れな者には活用しにくいこと、現在は千数百円で済む対抗要件の具備費用が最低 7, 5 0 0 円かかること）。そのため、専任の法務担当者がいない中小企業でも債権譲渡登記が現行の内容証明郵便と同程度の手間、コストで行えるように、制度の抜本的な改善が必要であると考え

②登記一元化のメリットについて

- ・正常時に債権を譲渡担保に入れて資金調達をする際に、債務者の関与を必要とせず第三者対抗要件を備えることができる（債権者側のメリット）。
- ・現在の確定日付ある通知の制度は、債務者が到達日時の管理をしなければならず、債務者の負担は大きい。また、通知が同時到達の場合などは、債務者が第三者対抗要件としての記載が十分にされているか、などの法的な判断をしなければならない。登記は国家機関である法務局が登記の日時を管理する制度であり、債務者の負担が少ない制度であると評価できる（債務者側のメリット）。
- ・登記で、先に対抗要件を備えた者がいるかどうかを確認できれば、これから債権を譲り受けようとする者にとっても利益がある（譲受人側のメリット）。

以上のようなメリットがあるため、登記制度を大幅に改善して、登記一元化の可能性を探るべきである。

なお、【甲案】により、債権譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化する場合でも、債務者による承諾の取扱いについて、上述の通り、更なる検討が必要である。中小企業の立場からは、現在、債務者の異議なき承諾がある場合は債権の担保としての信頼性が高くなるというメリットが指摘されている。例えば、権利行使要件としての承諾を認める、あるいは事前の承諾がある場合には簡易な登記方法を認めるなど、承諾に積極的な意義をもたせるなどの方策も検討するべきである。

仮に登記制度の改善が民法改正に先行、あるいは同時に行えないのであれば、(注)のように現行の制度を当分の間維持することはやむを得ないと考える。

(2) 債権譲渡が競合した場合における規律

- 債権譲渡の対抗要件が競合した場合、債務者の行為規律を設けることは債務者の判断基準に明確な指針を与えることから、賛成である。
- しかし、【甲案】エのような規律は問題が大きい。
 - ・同時に第三者対抗要件を具備した譲受人が複数名いた場合、どの債権者に弁済しても債務者は免責されとすることには賛成する。しかし、複数の債権の譲受人の中に反社会的勢力が含まれていた場合、様々な手法で債務者に圧力をかけ、債務を自己に弁済するよう要求することが想定され、債務者の負担が大きくなることは明らかである。
- そこで、同時に第三者対抗要件を備えた譲受人が複数名いた場合は、いずれの債務者にも弁済できるとの規律に加え、供託による債務者の免責を認めるよう、供託制度の役割を拡大するべきである。

第 26-1 契約内容の自由

- 契約の自由の原則が過度に強調されることは、情報力や交渉力が劣位にある中小企業に対し不当な契約を押し付けるなど、立場の強い者による濫用の懸念がある。
- そこで、例えば「契約当事者は自由に契約内容を合意することができる」とするなど、契約内容の自由の前提に当事者の合意が必要なことを明示するべきである。

第 26-3 付随義務及び保護義務

- 契約当事者が付随義務や保護義務をそれぞれ負うことについて異論はない。
- しかし、「相手方が当該契約によって得ようとした利益を得ることができるよう」との表現では、付随義務の範囲について誤解を招くおそれがある。例えば、急激な為替の変動等の外部要因によって、当初想定していた利益を得られなかった契約当事者が、本条項により相手方に不当な義務を負わせるよう求めることが考えられる。この表現は削除し「契約の当事者は、当該契約において明示又は黙示に合意されていない場合であっても、

当該契約の趣旨に照らして必要と認められる行為をしなければならないものとする」とすべきではないか。

第 26-4 信義則等の適用に当たっての考慮要素

- 事業者間の取引においても、大企業と下請中小企業が契約を締結する場合など、情報力・交渉力の格差が存在しているため、(注) 後段にあるように消費者と事業者の契約という例示をはずした形で規定を検討すべきである。
- 情報力・交渉力の格差に配慮しなければならない旨の規定の適用範囲は民法 1 条 2 項や 3 項などの一般規定の解釈に限定すべきである。中間試案では「民法第 1 条第 2 項及び第 3 項その他の規定の適用」に当たって、その格差の存在を考慮しなければならないものとする、とされているが「その他の規定」の範囲は絞り込む必要があると考える。中間試案でも検討されている契約交渉の不当破棄など、信義則の具体化の場面に適用範囲を限定すべきである。
- 契約当事者間には、多くの場合なんらかの交渉力・情報力の格差が存在しているため、適用範囲が広がると濫用的な主張が増える懸念がある。そこで、契約当事者間に情報の質及び量並びに交渉力に「大きな」格差がある場合に、適用範囲を限定するなど工夫をするべきである。

第 27-1 契約締結の自由と契約交渉の不当破棄

- 中間試案の提案に賛成する。
- 中小企業が仕事を受注する際、納期等の関係で、早めに仕事に着手し、契約書の締結等は後回しになるケースが多い。一方、発注側が納期遵守の指示を与え、受注側に契約締結について期待を抱かせながらも、一方的に契約交渉を中止する事案も頻繁に見受けられる。このような発注側の指示を信頼した中小企業を不当な契約交渉の破棄から守る必要性は高い。
 - ・なお、中間試案では「正当な理由なく」契約交渉を妨げた場合、との要件になっている。この「正当な理由」の解釈によっては、契約交渉の不当破棄が認められる範囲が、現在の判例が認める範囲より狭くなるとの懸念がある。例えば、「当事者が契約を締結しようとした趣旨に照らし、正当な理由がない場合」等、「正当な理由」の解釈が広がらないような文言にすべきである。

第 27-2 契約締結過程における情報提供義務

- 契約の当事者は契約に必要な情報を、自己責任で収集することが原則である。中間試案ではこの原則を本文で示していることは評価できる。
- しかし、但し書きに記載されている、情報提供義務・説明義務が認められるべき場面は、要件を更に絞り込む必要があると考える。

・現在の中間試案で定立されている要件は、従来の判例で情報提供義務があると認められてきた範囲より広がる懸念がある。そのため、企業は法的トラブルを回避するため、必要以上に情報提供を行うことになるのではないか。結果として契約交渉の煩雑化と取引コストの増大を招き、経済に悪影響を与える恐れがある。

・現在の判例でも情報提供義務が認められるケースはあるが、情報が一方の当事者に偏在し、専門的な理解が必要なもの（例えば金融商品に関する取引など）に限られていると考える。

○要件を更に絞り込めない場合には、民法に情報提供義務に関する規定を設けるべきではないと考える。

第 30-3 不意打ち条項

○約款は、大量迅速な取引が求められる現在の社会において、重要な役割を果たしているため、民法に約款に関する規定を設けることには賛成である。しかし、不意打ち条項に関する規定は、約款が有する利便性を大きく損ねる可能性があるため、導入するべきではないと考える。

・不意打ち条項に関する規定を設けると、企業は法的なリスクを回避するため、不意打ち条項に該当しそうな内容については、個別に説明をすることになる。しかし、このように個別に説明を行う必要が生じることは、約款の利便性を大幅に減じることになる。

○企業間の取引であれば、約款を使用した契約であっても契約条項を確認することは当然であり、契約をした以上、契約条項を十分に確認しなかった者にも責任があると考えべきである。

第 30-5 不当条項規制

○約款に関し、不当条項規制を設けることは理解できるが、消費者契約法 10 条より不当と判断される範囲が広がらないよう規定するべきである。

第 32 事情変更の法理

○事情変更の法理の明文化には反対である。

○事情変更の法理は判例上、信義則の具体化として認められたケースもあるが、契約の拘束力を否定する、極めて例外的な法理であるというのが一般的な理解である。このような法理を明文化する必要はないのではないか。

○また、事情変更の法理が明文化された場合、裁判外の濫用的な主張を招く危険が高い。

・中小企業が情報力・交渉力に勝るものと取引をする際に、事情変更の法理を主張され、値引き等の口実に使われるのではないかと懸念がある。例えば、急激な相場の変動により、当初の契約で取り決めた金額に不都合が生じた相手方との関係で立場の強いもの

が、事情変更の法理による解除をちらつかせながら、債務の減額を押し付けるケースも考えられる。このような場合、専任の法務担当者等がないことが多い中小企業が事情変更の法理にあたらぬ旨を主張して相手の要求を退けることは困難であると想定される。

第 33 不安の抗弁権

○このような規定を設けるべきではない。(注) の考え方を支持する。

- ・そもそも不安の抗弁権は、判例上も極めて限定的な場面でしか適用されておらず、明文化すべき必要性はないものとする。
- ・また、不安の抗弁権の明文化は、資金繰りの苦しい企業に対する取引を停止する根拠とされる可能性がある。大企業が中小企業に対して風評に基づき取引を停止するなど濫用のおそれもあるため、不安の抗弁権は明文化するべきではない。

第 34 継続的契約

- 継続的契約に関する規定を設けることは、下請中小企業等の保護に資する面もある。
- しかし、中小企業も海外進出や新分野進出等により従来の取引を見直さなければいけない場面もある。継続的契約の終了（更新）に関する規定は、望ましくない契約に当事者を縛りつけておくことに繋がる可能性があることに、十分注意すべきである。
- 継続的な契約関係にある中小企業の契約継続に対する期待は、当然に保護されるべきである。しかし、賃貸借のように契約の更新を強制することよりも、現実には、合理的な期間を経て契約の解消を認めることや、損害を賠償して契約を終了させることが、契約当事者の意思にかなった解決である場合も多い。そこで、継続的契約の終了に関する規定を置く際には、こうした実態を踏まえ、多様な契約終了の方法も認める方向で検討するべきである。

第 35-6 目的物が契約の趣旨に適合しない場合における

買主の権利の期間制限

- 【乙案】を支持した上で、期間制限を1年間とするべきである。
- ・時間の経過により、通常損耗や買主の責めに帰する不具合と、売主の責めに帰する契約不適合の区別があいまいになる。そこで、現在の瑕疵担保責任を維持し、期間制限を1年とするべきであるとする。
 - ・買主の権利の期間制限を長期化すると、企業は、追完請求権や修保請求に応えるため、現在以上に長い期間、製品や部品の在庫を抱える必要がある。最終製品を製造していない下請中小企業等もこれに合わせて、在庫を抱えることを求められることになるため、コスト増に繋がる懸念がある。

第 37-1 消費貸借の成立等（民法第 587 条関係）

- （４）の後段は民法にいれるべきではない。（注）に賛成する。
 - ・ 現在の実務では貸主に大きな損害が発生する可能性のある消費貸借契約においては、借主に対し、損害賠償を請求する可能性があることを十分説明しており、（４）の後段の規定は不要である。
 - ・ 融資等をキャンセルした場合、現在は損害賠償請求をするかどうかについてケースバイケースで判断している。仮に「借主は損害賠償しなければならないものとする」と規定すると、現状より借主に対する請求が増える恐れがある。

第 37-6 期限前弁済（民法第 591 条第 2 項，第 136 条第 2 項関係）

- （２）の規定は不要であり、591 条第 2 項は現状の規定を残すべきである。
 - ・ 返還の時期を定めた場合の期限前弁済について「その損害を賠償しなければならない」という、デフォルトルールを設けるべきではない。期限前弁済の場合は損害賠償をするという実務慣行は定着している訳ではなく、ケースバイケースで判断しているのが実情である。
 - ・ 例えば、請負代金が未入金の場合、準消費貸借に切り替えて期限を決めることもあるが、（２）の規定があることで、その場合でも損害賠償が必須になる可能性がある。これは当事者の意思に反するものである上に、未入金の企業の負担を更に重くする可能性がある。

第 38-15 賃貸借に類似する契約

（１）ファイナンス・リース契約

- ファイナンス・リース契約に関する規定を設けるべきではない。ファイナンス・リースの実態は使用権付消費貸借であり、金融の一手法である。当事者の意思は賃貸借とは異なる。
 - ・ 中小企業は設備投資や新規出店の際にリース契約を活用することがある。リース契約は当事者の自由な合意を基礎として発展してきたものであり、それがゆえに中小企業もまとまった資金が用意できなくとも新しい設備投資や新規出店が可能になっている側面がある。仮に賃貸借に類似する契約として規律した場合、リース会社が貸主としての義務を負担することを嫌気し、中小企業に対する柔軟なファイナンス・リースの設計、提案に後ろ向きになるのではないかと懸念がある。
 - ・ 中間試案の提案によるとファイナンス・リース契約の中で、賃貸人としての修繕義務を負うリース契約と修繕義務を負わないリース契約があることが想定されている。現在、実務上リース会社は賃貸人としての修繕義務を負わないという理解が一般的であるが、仮にリース契約の中に賃貸借の規定が適用されるものがあるとすれば、現場の実務が混乱するのではないか。

(2) ライセンス契約

- ライセンス契約に関する規定を設けるべきではない。ライセンス契約の実態は知的財産の使用権の付与であり、当事者の意思は賃貸借とは異なる。
- ・ライセンス契約の対象として予定されている知的財産基本法の定義には、特許権や商標権など権利化したもののほか、営業秘密やその他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報とされており、ノウハウや技術情報も相当含まれる。これらのノウハウや技術情報は一度与えてしまうと、厳密な意味で返還させることは困難であり、この場面で賃貸借の規定が準用されることは妥当ではない。
- ・また、ライセンス契約に賃貸借の規定が準用されることは、特にライセンスを貸す側の中小企業が賃貸人として様々な義務を負うことになるのではないかと懸念がある。例えば、619条の賃貸借の更新の推定は、一般的なライセンス契約の考え方とは異なる。また、606条の賃貸物の修繕、608条の賃借人による費用の償還請求は力の強いライセンシーに濫用される懸念もある。
- ・ライセンス契約の契約当事者の意思は多種多様であり、これらの多様な意思を反映した規定を民法に置くことは困難である。したがって、民法にライセンス契約に関する規定を設けることには反対である。

第 40-2 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の請負人の責任

(3) 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の注文者の権利の期間制限

(民法第 637 条関係)

- 【乙案】の(注)の考え方を支持し、瑕疵担保責任の起算点は引渡時(引き渡しを観念できない場合は仕事の終了時)とした上で、期間を1年にするべきと考える。
- 現在の実務において、請負人の瑕疵担保責任は1年の期間制限に服するという認識は定着している。建築物等、1年より長い期間制限を認める必要があるものについては、個別の業法や標準契約書等で請負期間の長期化が定められているため、発注者の保護はこれらの特別法によれば足りると考える。
- また、瑕疵担保責任の起算点を注文者の主観に委ねることは、請負人の負担の増大につながるため、反対である。瑕疵担保責任の存続期間中、請負人は契約の趣旨の達成のために必要な修繕義務等を負うことになり、修繕に必要な資材等を保管しておかなければならず、請負人を現在より長い期間、不安定な地位に置くことになる。特に交渉力の弱い下請人、孫請人は、元請人以上に長い期間不安定な地位におかれることになるため、より負担が重くなるのではないかと懸念がある。

第 41-6 準委任(民法第 656 条関係)

- 準委任の終了に関する規定は、実態にあった規定を置くべきであり、引き続き検討するべきである。

- ・ 準委任のうち、(2) が適用される類型には、アウトソーシング契約やコンサルティング契約、アドバイザー契約などが含まれるが、これらの契約の中には労務提供型契約に近いものから、単にアドバイスをを行うだけのもの、報告書の提出を目的とした請負契約に近いものなど、様々な類型が考えられる。準委任の終了に関する規定を設ける際には、このような様々な種類の契約があることを前提として、実態に合った規定を置くべきである。

第 46 和解

○裁判上の和解であれば、試案の内容を明文化することは理解できる。しかし、このような規定を設けた場合、裁判外の和解にまで効力が及ぶことになるため問題が大きい。これまで通り、解釈に委ねることで不都合はないと考える。

- ・ 中小企業が大企業とトラブルになった際に、大企業との力関係から先方の意向に沿って和解させられるケースはあり得る。このような実態を踏まえると、錯誤無効が主張できないとすることは、情報力・交渉力において劣位にある中小企業にとって、深刻な結果を招く懸念がある。

以 上